

令和3年度 松戸市障害者計画推進協議会

日時：令和3年10月5日（火）

午後2時～午後4時

会場：松戸市役所新館7階大会議室

1. 委嘱状交付式

2. 委員自己紹介

3. 開会

4. 福祉長寿部長 挨拶

5. 会長、副会長の選出

会長は東委員（医師会）、副会長は大野委員（聖徳大学）に決定

6. 会長、副会長挨拶

7. 議題

【会長】

それでは、次第にしたがって議事を進めさせていただきます。

まず、議題1「障害者状況報告」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議事1「障害者状況報告」につきまして、ご報告をさせていただきます。資料1「障害者状況報告」の1頁をご覧ください。こちらは、第2次松戸市障害者計画作成時の平成23年度から、直近5年間の障害者手帳所持者数の推移を、経年比較したものでございます。障害者手帳の所持者数は、どの障害種別も平成23年度より増加しており、令和2年度の手帳所持者数は、身体障害者手帳が13,313人。療育手帳が3,654人。精神障害者保健福祉手帳が4,545人です。また、平成23年度からの増加率は、身体障害者手帳が1.09倍、療育手帳が約1.6倍、精神障害者保健福祉手帳が約2倍に増加している状況でございます。

続きまして、資料1の2頁をご覧ください。こちらは、身体障害者手帳所持者の等級別の推移です。身体障害者手帳所持者の等級別の割合については、大きな変動はございませんでした。

3頁をご覧ください。こちらは、障害種別の割合を全体と65歳以上の手帳所持者で比較しております。グラフより、身体障害者手帳所持者のうち、65歳以上の方が占める割合は、平成23年度時点で58.9%、令和2年度では68.5%まで増加しております。このことから、身体障害者手帳所持者については、高齢化に伴う身体機能低下等の理由から、手帳を取得される方が約7割で、今現在も増えていることがわかります。

4頁をご覧ください。療育手帳所持者の程度別の割合を、全体と18歳未満の所持者を比較しております。療育手帳所持者のうち、18歳未満が占める割合は、平成23年度は32.5%、毎年増加しており、令和2年度は45%でありました。ここから、早期の段階で手帳を取得される方が増えてきていることが読み取れます。乳幼児健診や、障害児通所支援事業の認知、就学相談や巡回相談など、早期発見・早期療育に取り組んでいただいている関係機関の皆様、日々の業務の成果が出てきているのではないかと推測されます。

続きまして、5頁をご覧ください。5頁は、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移を示しており、いずれの等級も年々増加傾向です。

続きまして、6頁をご覧ください。精神障害者保健福祉手帳所持者の、平成23年度と令和2年度における年齢別比較です。いずれも「働き盛り」と言われる30代から50代の年代が多いことがわかります。

続きまして、7頁をご覧ください。自立支援医療（精神通院医療）も、精神障害者保健福祉手帳と同様に増加傾向となっております。これらの増加は、精神医療に対する社会的認知の高まりが大きな要因になっているものと考えられます。

続きまして、8頁をご覧ください。障害支援区分の認定者数は年々増加しており、障害支援区分の判定結果は、どの年度も区分6が一番多い状況となっております。

続きまして、9頁をご覧ください。障害種別ごとの障害支援区分認定者数の推移です。どの年代も知的障害者が最も多いですが、平成23年度からの増加率では、精神障害者が最も高いです。こちら、先述いたしました精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療と同様に、精神医療に対する社会的認知の高まりが、大きな要因となっているものと考えられます。

以上、「障害状況報告」につきましてご報告させていただきました。ありがとうございます。

【会長】

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。なお、発言の際にはマイクのボタンを押して、名前をおっしゃってからご発言いただくようお願いいたします。

手帳の所持者も年度ごとに増えているということと、等級別は大きな変化がない。それから障害種類別では、身体障害者では65歳以上の割合が増加して、高齢化に伴うものが多いということでした。それから、療育手帳については18歳未満が増加傾向で、これは「早期の介入によって手帳の取得がされていると。精神障害者保健福祉手帳については、いずれの等級も増加傾向ということです。

それから、平成23年度と令和2年の年齢比較では、働き盛りの年代の方が多くなっている。精神通院についても増加傾向で、疾患に対する認知度が上がっているということでした。

障害支援区分認定者の状況ですけれども、増加している区分は、区分6が一番多いですけれども、年々増加しているということでした。それから障害支援区分認定者については、どの年代においても知的障害者が増えているということで、それも社会的認知度は上がっている効果というご説明がありました。

【佐塚委員】

手帳の取得で何か利用をすることが増えるようになっていっているのでしょうか？

例えば手帳を取得することで重度訪問（介護）を使う、どこかの施設を使う、そういう利用も紐づいて増えているということでしょうか？それとも、ただ手帳の申請だけが増えているということでしょうか？

【廣瀬課長】

ご質問ありがとうございます。手帳の取得につきましては、やはり社会的な資源が増えてきたことで、皆様が生活するうえで、新たなアイテムを手に入れるために手帳を取る方も増えているところが大きいと思います。実際のところ、手帳を取ることで自体にちょっと抵抗がある高齢の方も多かったと思いますが、今は年齢を重ねられた方も手帳を取りやすいような環境でもあります。また、療育につきましても、皆さんにご理解いただきながら、自分の生活を豊かにするために、色々なアイテムを使うために手帳を取られる方も増えてきていると、そのように感じております。

【佐塚委員】

ありがとうございます。ということは、松戸市で暮らす障害者の人たちにとって、暮らしやすい街に少しでもなっていると読み取れるということでしょうか？

【廣瀬課長】

そのように思っていたら、大変ありがたく思います。今後とも頑張っていきたいと思います。

【東会長】

議題2「第2次松戸市障害者計画進行管理票、第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画結果報告」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議題2「第2次松戸市障害者計画進行管理票、第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画結果報告」についてご報告いたします。

まず、本日配布させていただきました「第2次松戸市障害者計画」、「第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画」について、簡単にご説明させていただきます。

障害者計画は、障害者基本法に基づき、福祉分野のみならず、教育・保健・就労・スポーツ・まちづくりなど、様々な分野を対象とした障害福祉の総合的な計画でございます。一方、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの必要量の見込みやその提供体制を確保するための方策について定めた計画であり、障害者計画の下位計画になります。

それでは、資料2-3「第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画の重点施策の実績と評価」からご説明いたします。各種サービスの見込み量につきましては、「まつど3つのあいプラン」の124ページ以降に記載がございますので割愛させていただき、国が定める重点施策及び本市において定めた重点施策の結果についてご報告いたします。

1頁1.福祉施設入所者の地域生活への移行につきまして、(1)施設入所者数および(2)地域生活移行者数ともに目標を達成しております。

2頁をご覧ください。2.精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築は設置済みであり、開催状況は記載のとおりです。3.地域生活支援拠点は、令和2年度まで検討し、今年度より設置いたします。

2地域包括ケアシステム、及び3地域生活支援拠点につきまして、議題3でご説明いたします。

続いて3頁をご覧ください。4.(1)福祉施設から一般就労への移行者数につきましては、令和2年度において目標を達成はできませんでしたが、厳しい雇用情勢の中、平成28年度末と比較しても、一般就労への移行者数は伸びてきていると言えます。(2)から(4)につきましては、目標を達成しております。

4頁をご覧ください。5.障害児支援の提供体制の整備等については、すべて設置済みです。

続いて5頁をご覧ください。本市における重点施策についてです。5頁から9頁「1.障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり」の取り組みについて記載しております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から講演会・研修会の実施方法を検討し、動画配信や書面開催、代替等で実施しております。

続きまして、10頁をご覧ください。10頁から11頁「2.医療的ケア児等のための体制づくり」について記載しております。(2)の松戸市内の医療的ケア児に対応できる障害福祉サービス事業所につきましては、平成29年度においては11事業所でしたが、今年4月現在は29事業所に増加しております。こちら、居宅介護が11事業所、児童発達支援が7事業所です。ご訂正をお願いします。

続きまして、資料12頁をご覧ください。12頁から13頁「3.地域共生社会の実現に向けた取り組み」について記載しております。(1)の福祉まるごと相談窓口の相談件数ですが、年々増加していることがわかります。このことから、市民の認知度が高まっていると言えます。

それでは、資料2-1、2-2「第2次松戸市障害者計画の実績と評価」についてご報告いたします。

資料2-2は、第2次松戸市障害者計画の策定時の平成23年度、中間年にあたる平成28年度、最終年における各施策の値とそれに対する評価を示したものです。昨年、第1回の策定部会で報告した内容に、令和2年度の最終値を追加しております。

資料2-1「松戸市障害者計画進行管理票」は、資料2-2の指標に対する直近3年間の具体的な取り組み、実施した事業を記載したものでございます。

資料2-2をご覧ください。太枠の部分は、それぞれの施策の目標値と達成状況の評価を記載しております。一番右の欄に、各施策の評価と課題について記載をしております。また、赤色の項目は重点事業です。

3頁、左下に評価基準と指標の達成状況について記載しております。評価項目15個のうち、「A」の「すでに目標を達成した」が2個、「B」の「目標に達成していないが改善傾向」が8個、「C」の「悪化」が5個です。各項目の評価と課題の説明については割愛させていただき、3つの重点事業についてのみ資料2-2をもとに、資料2-1で実施した事業をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

それでは資料2-2、3頁、項目12、重点事業1の「相談支援体制の充実」をご覧ください。指標を市民アンケート「基幹相談支援センターを知っている」・「ふれあい相談室を知っている」と答えた障害のある人の割合としており、それぞれの認知度は、計画策定時より知っている人の割合が減少しており、十分に周知されていない結果だったため、評価は「C」といたしました。具体的な取り組み内容については、資料2-1「松戸市障害者計画進行管理票」の37頁をお開きください。「相談支援体制の整備・充実」へ向けた取り組みとして、平成18年度に、障害の垣根を越えて総合的に対応する「ふれあい相談室」を、平成25年度には相談機関の中核として「基幹相談支援センター」を設置いたしました。

38頁をご覧ください。平成28年度には身体・知的・精神の障害特性別相談機関として「ハートオン相談室」3カ所の設置、また平成17年度より沼南育成園に千葉県事業の療育支援事業から継続し、流山高等学園や市川大野学園の知的障害のある方の卒業後の相談先として委託しております。本市ではこの6カ所に業務を委託することにより、障害のある方の相談支援体制の強化を図ってまいりました。このような体制整備の結果、相談件数の合計は、計画初年度の平成25年度の7,787件から、令和2年度には26,687件へと大幅に増加しており、相談に対する需要は、ある程度満たしているものと思われます。しかし今回の評価結果を踏まえ、より多くの方に周知する方法を引き続き検討してまいります。また、現在、障害のある人の抱える課題は多様化してきております。複雑化・複合化する相談に対応できるよう、相談支援体制の見直しを行いました。後ほど、議題3にてご報告いたします。

資料2-2の2頁、項目7、重点事業2「障害のある人の就労の支援」をご覧ください。指標を「松戸市内の法定雇用率達成企業の割合」と「松戸市役所の障害者の雇用率」としており、各項目とも目標値達成に至りませんでした。平成23年度と比較すると着実に進んでいることから、評価は「B」としました。

具体的な取り組み内容について資料2-1、21頁をお開きください。就労支援・雇用の促進については、平成24年度より、障害者就業・生活支援センター「ビッグ・ハート」へ障害者就労支援事業を委託し、障害のある人の就労相談や職場定着支援の体制を整備しております。令和2年度は新型コロナウイルスに起因する雇用情勢を受け、就職者数は減少しておりますが、登録者数は年々増加していることがわかります。

21頁下の(2)「就労支援体制の整備」の表の、〈障害福祉課〉の項目をご覧ください。平成28年度から職場適応援助者「ジョブコーチ」を配置し、1人でも多くの職場定着者を出せるよう、企業等の職場と障害のある方ご本人の調整及びサポートを行っております。今後も現在の取り組みを継続しつつ、障害のある人の就労促進につなげてまいります。

資料2-2に戻りまして、3頁、項目14、重点事業3、「災害時における支援体制の整備」についてご報告いたします。指標を「安心安全メールの登録者数」としており、目標数を達成しており、評価は「A」といたしました。「災害時における支援体制の整備」に関する具体的な取り組み内容につきましては、担当課である地域福祉課と危機管理課よりご報告いたします。

地域福祉課です。災害時要援護者支援体制の整備における避難行動要支援者避難支援業務についてご案内させていただきます。進行管理票の46頁になります。

本制度の進捗といたしましては、平成24年度より市内を13地区に分割をして名簿を整備してまいりました。平成24年度より馬橋地区で開始。平成25年に、本庁、小金、小金原地区。以降、平成26年度から平成28年度は3地区ごとに整備を進め、平成28年度をもちまして市内全域において避難行動要支援者名簿が作成されました。また平成29年度からは、より多くの方へ制度を周知することを目的に、町会・自治会での回覧の実施、約300カ所の障害者の通所施設・介護事業所へのポスター掲示等を実施することで、名簿登録を必要としている方への対応につなげております。

名簿登録の実績といたしまして、進行管理票46頁の令和2年度実績に記載されている令和3年3月31日現在では、全体の登録者数5,382名となっております。減少傾向にあります。減少している要因といたしましては、登録していただいている方々が高齢や持病を抱えていることが多いことから、施設への入所や亡くなってしまふケースが多いと推察しています。またその登録者数のうち、障害をお持ちの方は1,716名で、全体の31.8%となっております。あわせまして、令和2年度における町会・自治会・地区民生委員への名簿貸し出し団体数は、96団体となっております。

今後の対策としましては、引き続き制度の周知・啓発を図ることで要支援者の登録に繋げるとともに、町会・自治会をはじめとする避難支援者に、より名簿をご活用いただけるよう、今年の3月に「避難行動要支援者名簿活用の手引き」の第2版を作成いたしました。訓練方法や防災情報の収集方法など、より実践的な内容を含めて配布しているところでございます。これらをもとに、地域の中での的確な避難誘導や迅速な安否確認などに繋がられるよう、要支援者にかかる避難支援体制の仕組みづくりを推進して参りますので、今後ともご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明とさせていただきます。

危機管理課より、第2次松戸市障害者計画の34頁の中にあります、重点施策であります「福祉避難所の整備・運営」についてご報告いたします。

本市の避難所の現状としましては、市内小中学校を中心に106カ所の施設を避難所として指定しております。106カ所内の、災害時に配慮が必要な方に避難いただく地域福祉避難所は、市内の市民センター17カ所、老人福祉センター6カ所を定めております。また2次福祉避難所として、健康福祉会館、特別支援学校や特別養護老人ホームを定めており、連携を図っております。

災害が発生すると、小中学校を中心とした避難所内に専用の福祉避難室を設け、一般の避難者とは別に避難いただくこととしております。福祉避難室は、たたみのある部屋やトイレに近い部屋に設定し、設けることを想定しております。避難された方の容態を確認しながら、より専門的なケアが必要な方がいらっしゃれば、市内各市民センター・老人福祉センターで構成される地域福祉避難所へ移送を行います。

また、さらに専門的なケアが必要であれば、2次福祉避難所への移送を検討する流れとなっております。福祉避難所の整備につきましては、復築や災害時の運営方法等を含め、引き続き各関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

次に、「災害時における情報伝達の確実性の向上」についてご報告いたします。災害時における市民への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、ホームページ、ツイッター、松戸市安全安心メール、緊急速報メール、民間事業者が提供するサービスであります。災害情報を伝達するジェイコムなど、複数のツールを整備しております。実績については、資料2-2、3頁に記載のとおり、令和2年度目標値が24,000人に対して30,254人と、目標を達成いたしました。今後も、災害発生時における、情報保障に配慮が必要な人に情報伝達する体制を整備し、確実性の向上に努めてまいります。以上、報告となります。

【東会長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問・ご意見をいただきたいと思います。

【佐塚委員】

質問させていただきます。資料2-3の12頁の、福祉まるごと相談窓口の相談件数が、年々増えていて、いいことだと思います。この中で、解決された件数はどのくらいだったのか知りたいと思いました。

次が、「災害時における支援体制の整備」の安全安心メールの登録者数がすごく増えていますが、知的障害の方が登録している件数も増えていきますか？知的障害者の方にもわかりやすいメールの内容になっているのか、その内容はどのようなものか知りたいと思いました。

それともう1つは、福祉避難所についてです。先ほどの福祉避難所は、どこの場所でも、避難したときにできるわけではないのですか？福祉避難所というのが本当に必要な地域の中に入らないと移動するのにすごく大変。松戸市の例ではないのですが、他市町村では、「やっとの思いで福祉避難所まで行きました。でもいっばいだから断られて、また次の所に行かなくちゃいけない」という事例も聞いている。たくさん来た場合に、どのように考えてもらえるのか。以上3点、よろしくお願いします。

【事務局】

はい。まず1点目につきましては、解決した件数の把握はしておりませんでしたので、担当課に確認させていただいて、ご回答させていただければと思います。

危機管理課です。まず（安全安心）メールですけれども、危機管理課では、その方が知的障害を持っているらっしゃる方か、障害者手帳を持っているらっしゃる方かは把握できていないです。

もう1点。わかりやすいメールなのかという点ですけれども、知的障害の方に対応しているかという点、対応していないかもしれません。漢字を使っていて、ひらがなが振られていないので、わかりやすいように工夫していきたいと思っております。

あと、福祉避難所をどうやって、やっていくかですけれども、数は106カ所あって、全域の避難所を開設します。各小中学校の中には福祉避難室があって、さらに各地域に応じて地域福祉避難所が設置されています。まだ開設はしていませんが、重度の方やケアの必要な方がいっばいいらっしゃったときに、2次福祉避難所を、特別養護老人ホームや特別支援学校に開設しまして、受け皿をつくるという形で考えております。

【佐塚委員】

どこの場所に行って、「もういっばいですよ」ということは、ないようにするというのでしょうか？

【事務局】

いっばいになったから、断ることはしないです。そこで移送することになります。

【佐塚委員】

はい。その言葉を信じたいと思います。

【東会長】

今のがわかりにくいのは、皆さんは福祉避難所、地域福祉避難所、それから2次福祉避難所と理解できますが、実際、一般の人がこの区別をできないんじゃないかと。もう少しわかりやすく、災害時に区別しやすい形で対応してもらおうのかいいのではないかと、聞いていて思いました。いかがでしょうか？

【事務局】

はい。今後につきましては、今のご意見を踏まえまして、市民の方、皆さんに不安のないように、わかりやすいような形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【佐塚委員】

いいですか、もう1つ。できれば普通の避難所に、福祉避難所が当たり前についているのが、一番地域の方々は安心だと思います。福祉避難所と言わなくても、それが当たり前の松戸市だということだと思います。

【事務局】

貴重なご意見として、今後もそのように検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

【原口委員】

すいません。今、福祉避難所のお話が出ましたが、松戸特別支援学校は、ここにありますが2次福祉避難所ということで指定を受けております。これから2次福祉避難所の整備を図りますということですが、実際に2次福祉避難所となると、いろんなケアが必要な方が、当然そこに避難される状況もあると思います。

今後、例えば本校であれば、医療的ケアが必要な方が福祉避難所として来たりとかもありますので、場所の開設だけではなくて、その中に必要なニーズ、例えば、看護師さんを早急に配備するとか、2次福祉避難所ごとの想定される、場所ごとの対応の見極めみたいなことを、ぜひお願いできればと思います。

学校としても最大限、協力できるところは協力していきたいと思っています。今後2次福祉避難所を整備するにあたり、いろんな学校との意見調整等、積極的に対応して参りますので、ぜひよろしくお願ひします。

【東会長】

重点事業の3については、いろいろとご議論いただきましたけれども、重点事業の1「相談支援体制の充実」と、2番目の「就労の支援」について、ご意見いただけますでしょうか。

【佐塚委員】

障害者という位置づけにあり手帳をいただいて就労している人たち以外に、多分、自分の会社の中で、障害者じゃないのかと思う方々もいらっしゃると思います。そのうち、(そういった方々が)排除され引きこもってしまうことが増えているよう感じます。そうすると今度は、「引きこもり」という形で扱われてしまう。グレーゾーンの人たちの相談体制や窓口など考えてもらえるといいと思っています。お願ひします。

【東会長】

その件に関しては、臨床心理士みたいな人達につなげていくみたいな。そういうことでしょうか？

【廣瀬課長】

「はざま」というか、そういう方々がだんだんと排除されて、家に引きこもって出てこれなくなる。今の社会の中では心配する一つの要因だとは思ひます。

また、障害福祉課で基幹相談支援センターを3カ所にさせていただきまして、「引きこもり」、8050などいろいろな相談を受ける中で、そのような「はざま」の方の相談も受けていければとは思ひておひます。

ただ、その方々をどう就労につなげていくとかまでは、まだ障害分野では至っていないところが現実ですので、今後「はざま」の方に対する支援についても考えていきたいと思ひておひます。以上です。

【藤井委員】

基幹相談支援センターの藤井です。今、佐塚さんからのご質問で言えば、雇用主さんか、ないしは雇用側から見て「この人はグレーかもしれない」という方を、直接基幹相談支援センターが相談できるかと言われると、もちろん個人的な部分でもあるし、ご本人の気づきの部分もあるので、例えば一般的に、発達障害の方の接し方だったり、工夫の仕方まではアドバイスできるかもしれません。ただ、その方に障害があるかないかという部分も含めてになると(難しい)。ただ、ご本人やご家族に対し、基幹相談支援センターは、障害のある方だけではなくて、障害の疑いのある方の相談まではカバーをしています。

ですので、例えばそこで働く方が、「ちょっと周りとは自分とは違うな」とか、「仕事に対する集中が続かないな」とか、いろんなクエスチョンマークがあるようであれば、「こういうところがあるよ」とご紹介をしていただくのは、一つの方法かもしれません。

それから、課長からもあったように、今年度からは引きこもりの方の相談も、各基幹センターで受けるようになりました。少しずつですが、各基幹センターからも「引きこもり」の事例が挙げられています。ただ、引きこもりの方々すべてが、何らかの障害があるかという点、そうでもない。もちろん、精神疾患であったりとか発達障害が起因している社会的な引きこもりの方だったり、閉居型の引きこもりの方もいらっしゃいますが、必ずしも障害のある方だけではないというところも含めて、今、各基幹相談支援センターで、この引きこもりの支援に関しての勉強会を3センターでやっています。松戸市内の引きこもりの支援をされている団体の方との連携を、今、少しずつ進めているのが現状です。以上です。

【東会長】

それでは議題3、「まつど3つのあいプラン（第3次松戸市障害者計画・第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画）」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議題3「まつど3つのあいプラン（第3次松戸市障害者計画・第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画）」についてご説明いたします。

昨年度、松戸市障害者計画推進協議会で、案の段階でご説明をさせていただいておりますが、委員の入れかわりもありましたので、再度ご説明をさせていただきます。資料3-1、3-2をご用意ください。

まず、資料3-1をご覧ください。この資料は、「まつど3つのあいプラン」の概要です。今回の障害者計画は、第1章から第4章までが「第3次松戸市障害者計画」、第5章は「第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画」の構成となっており、今期計画におきましては、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定しております。したがって、第2次松戸市障害者計画は8年間の計画でしたが、障害福祉計画・障害児福祉計画に合あわせ、今期計画は3年間の期間となっております。

それでは、第4章の施策の体系について、前期計画との変更点をご説明いたします。資料3-2をご覧ください。左側が第2次障害者計画、右側が第3次障害者計画の体系です。また、表の色付けにつきましては、黄色が変更していない施策・取り組みで、緑が見直しを行った施策・取り組み、赤が新規に追加した施策・取り組みとなっており、赤い太枠が重点事業です。

計画の体系は、前期計画が5節14施策でありましたが、現行計画は5節16施策としております。また重点事業は、前期は3事業でしたが、現行計画は各節から1つ出す構成で、重点5事業としております。

まず、見直しを行った施策は2つです。1つ目は第1節の「1 市民意識の醸成」、「2 福祉に関する教育の充実」を統合しました。前期計画では、「1 市民意識の醸成」、「2 福祉に関する教育の充実」に差別解消が含まれておりましたが、後述いたします差別解消・虐待防止・成年後見制度の普及促進を統合し、「権利擁護」として1つの施策にしました。

2つ目は、第5節の「2 防犯・防災対策」につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、今後想定できない感染症などの取り組みを考慮し、「防犯・防災及び感染症等の対策の推進」に変更し、重点事業といたしました。

続きまして、新規追加した項目についてご説明いたします。新規追加した項目は3つです。1つ目は、第1節の「3 権利擁護体制の推進」です。市民アンケート調査から、依然、差別・偏見があると思う方の割合が高いことや、障害者虐待についても通報義務があることを知らない方が6割いたことなどもあわせ、引き続き市民の障害への理解を深めていく必要があります。また、松戸市も令和2年度より中核機関を社会福祉

協議会に委託し、障害福祉課と高齢者支援課が共同して成年後見制度の利用促進に向け取り組んでいることから、「権利擁護体制の推進」を1つの施策として追加し、第1節の重点事業といたしました。

2つ目は、第2節「4 医療的ケア児等の支援体制の整備」です。現行の障害福祉計画・障害児福祉計画における松戸市独自の重点の1つとして、「医療的ケア児等の支援のための体制づくり」を掲げております。今までの実績として、「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」を設置し、障害福祉サービス事業者が医療的ケア児の受け入れをできるよう取り組んできた経緯もあることから、新規施策とし、第2節の重点事業といたしました。

3つ目は、第4節の「5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」です。国の定める第4次障害者基本計画に記載されている内容であることと、令和元年度、松戸市では松戸市手話言語条例を制定しており、意思疎通支援の取り組み及び多様な障害に応じた情報提供の充実に取り組む必要があることから、新規施策として追加いたしました。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

【事務局】

続いて資料3-3、令和3年度より新たな運用となる事業についてご説明いたします。

「1 基幹相談支援センター（市内相談支援体制）」についてです。これまでの市内の相談支援体制につきましては、平成18年度に障害の垣根を越えて総合的に対応する「ふれあい相談室」を、平成25年度に、日常生活で生きづらさを感じている方の相談へワンストップで対応を行う「基幹相談支援センター」を整備いたしました。平成28年度、障害種類ごとの専門性を生かした身近な相談の場として「ハートオン相談室」機関として、市内に3カ所整備いたしました。平成31年度からは3環境区ごとに地域包括支援センターとハートワン相談室が連携し、世帯まるごと相談に向け体制の強化を目指しておりました。

しかし、担当する計画相談の利用者の支援は継続しつつ、支援者支援や地域包括支援センターとの連携という新たな役割を担うことで業務負担が増えることや、役割が変わることで市内事業所に対し明確な周知が不十分なことが課題であり、市内全体の相談支援体制を見据えた委託内容の整備が必要とされておりました。

令和2年度までの現状と課題を踏まえ、今年度から市内の3環境区ごとの横断的な相談支援体制を整備しました。内容としましては、もともと中央圏域に設置されております基幹相談支援センターに加え小金、常盤平圏域の2圏域に基幹相談支援センターを設置し、3障害や引きこもりに関する相談をワンストップで受けとめ、その後のアウトリーチにも対応するものです。それ以外に、相談機関の中核として総合的、専門的な支援を行うほか、地域の相談機関の支援を行い、相談支援事業所の人材育成の役割も担っております。

このことにより、障害分野、高齢者分野、母子分野ともに圏域ごとの相談支援体制が整備され、縦割りではなく、分野を越えた横の連携が強化されます。どの世帯がどのような課題を掲げているか圏域ごとに把握しながら、チームを組んできめ細かい支援を行うことを目指しているところでございます。

続いて、「2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る協議の場」についてご説明いたします。松戸市全体として圏域ごとの体制整備を進めていることを踏まえ、精神障害者に対応した地域包括ケアシステム構築についても圏域ごとの体制で運用しております。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、主に精神障害者が「入院医療中心から地域生活中心へ」移行するための地域づくり、また、多様な精神疾患の方が生活しやすい地域づくりを行うものです。具体的には基幹相談支援センターが事務局を担っていただき、圏域ごとに地域個別ケア会議を開催することとなっております。

地域個別ケア会議とは、個別事例から本市における地域包括ケアシステムの構築のための課題を把握し、議論を通じて解決を図ってまいります。会議の参加者は、個別事例の関係者で、行政や障害福祉サービス事業所だけでなく、地域の実情に応じ保健・医療・教育等のさまざまな分野の関係者と連携し取り組んでいくものとなっております。なお、地域レベルでは解決できない課題については、地域自立支援協議会の幹事

会で共有し、市レベルの課題については、地域自立支援協議会の本会議において解決を図ることとなります。この3層構造の会議全体をもって、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場としております。

最後に、「3地域生活支援拠点」についてご説明いたします。地域生活支援拠点等とは、障害児者の重度化・高齢化や、親亡き後を見据え、安心して地域で生活し続けられる体制構築を目的としております。

その機能は大きく5つ、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりとされておりまして、地域の実情ニーズや資源に応じて各市町村単位で検討することと国から示されております。

これらの機能の整備については、国の第6期障害福祉計画の基本指針において、「令和5年度末までの間に、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする」とされているところです。

整備の方法は大きく2パターンあり、先ほど申し上げた5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」と、地域における既存の複数の資源が分担して機能を担う「面的整備型」が示されております。松戸市では、既存の社会福祉資源を生かしつつ、足りない機能を加えた「面的整備型」により整備を進めております。

次に、整備の方向性をご説明いたします。次のページのイメージ図をご覧ください。中央、常盤平、小金の3圏域に基幹相談支援センターを設置したことにより、地域生活支援拠点等の機能である①「相談」、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの機能を担っていただくこととなりました。

また、令和3年度から社会福祉法人松里福祉会と市が、「緊急一時保護運営業務」の委託契約を結び、緊急対応用に2床を確保し、障害があり緊急時の支援が見込めない利用者の方を対象に、受け入れを調整するためのコーディネーターを配置し、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場の機能を担っていただくこととなりました。なお、②緊急時の受け入れ対応につきましては、事前登録をしていただき、緊急の事案が発生した際に、受託事業者へ連絡、受託事業者から居室の提供を行うといった流れとなります。当該受託事業者は、10月から地域生活支援拠点等として運用を開始し、利用者の事前登録の受付を行っております。

本市といたしましては、拠点の整備にあたり、受託事業者のみならず、市内の障害福祉サービス等事業者の皆様にも加わっていただくことが、「障害児者が住み慣れた地域で安心して生活できる」体制強化につながるものと考えております。このことから、先進自治体を参考に手上げ方式により、市内事業所に拠点に登録していただき、地域生活支援拠点等として本市に登録した事業者には、国が定めた障害福祉サービスの加算が適応される仕組みで進めております。なお、市内障害福祉サービス等事業所については、9月下旬に拠点運用開始のご案内をさせていただき、随時受付を開始しているところでございます。

簡単ではございますが、令和3年度より新たな運用となる事業についての説明とさせていただきます。

引き続き、資料3-4、「まつど3つのあいプラン進捗管理表(案)」についてご説明いたします。お手元に資料3-4、縦版の資料をご覧ください。と思えます。

この進捗管理表は、現行計画の各節における施策の中で、庁内関係部署が行っている関連事業の具体的な取り組みの進捗状況を、各年度で取りまとめる様式案となります。前期計画では、資料2-1の形式で進捗管理を行い、実施結果を記載するのみとさせていただいておりました。今期計画より各所属が具体的な取り組みに対して、最終年の計画目標を設定した上で、その目標に対する成果と達成状況について、年度ごとにA～Dにより評価する形を考えております。

この達成状況を追加したことにより、当該事業が計画目標に対しての現在地を把握することが図れると考えております。委員の皆様のご意見等も参考にさせていただきながら、現行計画の進捗管理を実施してまいりたいと考えておりますので、様式案についてご意見等ありましたら、いただければと存じます。

以上で、ご説明とさせていただきます。

【東会長】

ありがとうございました。「まつど3つのあいプラン（第3次松戸市障害者計画・第6期松戸市障害福祉計画・第2期松戸市障害児福祉計画）」では、第2次と第3次の変更点をご説明いただきましたけれども、「権利擁護体制の推進」ということで、これについてどなたか。

【大野副会長】

「権利擁護体制の推進」というのは、第3次障害者計画の1つのポイントとして、重点項目として挙げさせていただいているのですが、全体を通して障害者に対する差別・偏見をベースにまずなくしないと、いろんなサービスをしたところで、それは“砂上の楼閣”になってしまう。それをきちんとさせるためには、ここに書いてあるような虐待防止であるとか、成年後見であるとか、さまざまな事業を展開していく必要があるということで「権利擁護体制」、あえて「権利擁護体制の推進」になっています。

ただ単に、「権利擁護を推進します」「差別がなくなりました」で終わらないようにしていると思います。

【東会長】

成年後見制度普及促進ですか。なかなか現実的には、成年後見人を立てるのに1年ぐらいかかるというのは当たり前で、その間に当該者が亡くなってしまったりするということを、我々も想像しますので…。もっと早くやれるような方法ってないのでしょうか。何かご意見ございますか？

【廣瀬課長】

はい、障害福祉課です。成年後見制度につきまして、今、高齢者支援課、障害福祉課合わせて、少しでも早くいろいろな制度を知ってもらい、ご利用いただけるよう、社会福祉協議会さんにも参加していただき、ご協力をいただきながら、講演会など広く市民に啓発をしているところでございます。

【佐塚委員】

今、東先生がおっしゃったように、（成年後見人が）決まるまでに1年ぐらいかかってしまうのは、昔からの課題で、なかなか改善されない。昔から言っていますが、市民後見を地域の方に勉強していただいて、1年もかからないで済むような方法はできないかと言ったことがあった。でも、あんまり市民後見は考えてない感じでした。成年後見の勉強会をする際に、市民後見もあわせて勉強会をしていけば、増えていくと思います。そうすると1年もかからずにできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

今、課長からも申し上げたとおり、中核機関を立ち上げ、成年後見の協議会（成年後見制度利用促進協議会）を現在設置したところです。やはり国からも市民後見人の育成の部分はいわれてはいるのですが、松戸市では市民後見協力員という独自のものをずっと行っております。市民後見人より補助的なボランティアということで、サポートにつくものです。この育成を今現在、取り組んでいるところでございます。具体的に申し上げられないのですが、今後、協議会を通し、話し合わせていきたいと思っております。

【東会長】

これは、市民後見人の取り組みを強化すれば早くなるという、そういうお答えですか？

【事務局】

市民後見人というところと、今後の担い手の部分については、やはり国からも言われているので、考えなければいけない、取り組まなければいけない部分ではあるのですが、具体的にどう取り組んでいくかというところはまだ決まっておられません。それについては、別の成年後見の協議会というのが立ち上がっているのです、そこで話し合っていくと聞いております。

【佐塚委員】

何年も前から、市民協力員というのは存じ上げているが、そこから先に進んでいないというのが、今のお答えて感じました。何か考えていただくと、もうちょっと解決が早くなると思うのです。

今、成年後見の協議会ができているとのことですが、市民後見の人と成年後見の人に、ギャップがある。

私も市民後見と成年後見の勉強会に出たことがあったが、市民後見の人たちは成年後見の人たちとうまくやりとりができない、「溝ができる」と言われていましたので、市民後見も一緒に勉強会などいろいろなこともやってもらえたらいい。

相談員さんやケアマネさんとか、お金をどうしても預からなくてはいけないときに、ものすごく困っている現状がありますので、どうぞよろしくをお願いします。

【東会長】

非常に困っている方が多いと思いますので、よろしくをお願いします。

次に令和3年度より新たな運用となる事業、基幹相談支援センター、精神障害者に対応した地域包括ケアシステム、それから地域生活支援拠点。最後に「まつど3つのあいプラン進捗管理表」関連について、ご意見を頂戴いたします。

【大野副会長】

質問ですが、資料3-3の2頁目「基幹相談支援センター（市内相談支援体制）～松戸市の目指す体制～」で、一番下に「松戸市福祉相談機関連絡会」があるのですが、これはもう立ち上がっていて、運用もされているというところで…。

多分、最初のうちは分野別でやっていかなきゃいけないので、母子に、当然虐待も絡んでくると、この福祉相談機関連絡会が担う役割というのは、相当に大きいものになってくる。

例えば、高齢の相談、障害の相談、母子の相談と連携を図りながらとはいうものの、やはり相談というところで複合的に相談しなきゃいけない。例えば、障害を持つ子供に対する虐待であると、その虐待をした者が「おじいちゃん、おばあちゃん」であるということも考えるので、この複合的な問題に対して福祉相談機関連絡会は対応できるのか。それともサポートするに留まるのかお伺いしたい。

【廣瀬課長】

松戸市福祉相談機関連絡会は、立ち上がって何年かしております。地域包括ケア推進課、高齢者支援課が中心になって、障害、高齢、母子の事業者さんを集めたり、市の職員も参加しております。いろいろな相談、事例を持ち寄って話し合っているところまで、私も確認はしているのですが、細かい部分を今すぐに答えられなくて大変申し訳ないです。今後の会議で進捗状況や内容を、ご紹介させていただきます。

【藤井委員】

僕もこの福祉相談機関連絡会に参加させていただいているのですが、基本的にはこの「福祉まるごと」の相談に基本的には「何でもいから相談して」という仕組みになっていて、ここの相談員の方が課題整理をしながら、障害や引きこもりの分野であれば、そのエリアの基幹相談支援センターに「やってくれないか」とか、そこの世帯で高齢者の方がいれば、基幹型地域包括支援センターから「一緒に動いてくれないか」というような形になっています。

今、お話があったように、個別の分野、例えば、障害のあるお父さんがいて、その方がお子さんを虐待しているようなケースであれば、「親子すこやかセンター」ないしは児童相談所と、うちのセンターとで連携をしながら、障害のあるお父さんのサポートは我々が、虐待を受けているお子さんの支援は「親子すこやかセンター」や、子ども家庭相談課だったり、児童相談所が対応しようということで、ケースの共有をしながらサポートするという仕組みは、個別のケースであれば、ほぼ連携できています。

特に今、僕らのケースで多いのは、高齢者世帯の障害のある息子さんや娘さんがいるケースは、お父さんやお母さんが介護保険を使っている。障害のある息子さんや娘さんがいて、福祉サービスを使っている。ないしは使っていないというケースは、地域包括支援センターの職員の方と基幹相談支援センターの職員が一緒にご家庭に訪問させていただいて、それぞれの立場や視点から相談業務やサービスについての対応をしていくケースが増えています。

ですから、この機関連絡会というよりも、個別のエリア、個別の対応ケースないしは世帯というケースでは、ほとんど連携ができつつあります。もちろん包括センターさんによって、連携の濃い薄いとかが違うのは我々もありますが、基本的には個別のケースにおいては、この横に指してある障害分野、高齢分野、母子分野では、お互い意識をしながら既に連携を始めています。以上です。

【大野副会長】

ありがとうございました。その説明を事務局から聞いたかったところでございます。

【廣瀬課長】

申し訳ございません。

【大野副会長】

要は、それを市が知っているってところが多分大事になってきて、それこそ市役所が下支えをしているんだっていう証にもなると思うので、ぜひそこまで、できるかどうかは別にして、ご努力いただければと思いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

【福良委員】

「松戸市精神障害者家族会土曜会」の福良と申します。本日は遅参をいたしまして、皆様申しわけございません。

質問というか、ちょっと気になったのは、この令和3年度より運用となる事業ですけれども、基幹相談支援センターが大きな役割を果たしていることは、よくわかるんですけれども、資料3-3の表紙の下に、「相談件数は年々増加し、現在の体制では業務が逼迫している。体制の見直しが急務となっている」——今のままではもたないというような感じもするんですね。そうすると、問題は人材をどう確保するか。どうやって育成するのかと。そういう問題は、まず緊急の課題だと思うのですが、方向性、見通しのようなものがありましたらお伺いしたい。

【廣瀬課長】

はい。人材育成というか、相談支援体制の充実という形で…。基幹相談支援センター、中央のCoCoさん1カ所で市内全域を見ていたため、広範囲の相談を抱え込んでおり、少しずつ基幹さんが担う分量が多くなっていました。これに対し、母子、高齢者分野は、圏域ごとに分かれておりましたので、障害分野についても圏域ごとで手厚い相談体制をつくれればということで、3カ所に増やさせていただきました。

また、基幹相談支援センターには、それぞれの圏域にある相談事業者の人材育成の柱になっていただきたいとお願いしているところでございます。

そのような形で、松戸市全体として相談体制を手厚いものにして、横のつながり——母子・高齢・障害でですね——そちらの横のつながりも深くしながら、どのような相談でもいろいろな相談の窓口で受けられる体制をつくる。受けた相談を的確な場所につなげる体制をつくりたいという形で、令和3年度からこのような体制をとらせていただきました。

人材育成についても、市も積極的にかかわっていければと考えておりますので、今後の体制を見守っていただければと思います。またご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

【東会長】

はい、いかがでしょうか。ほかにご意見のある方。2番の精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築に係る協議とか、3番の地域生活支援拠点等についてご意見は。

【澁川委員】

松障協の澁川です。新しい事業の中で、地域生活支援拠点についてお伺いいたします。

私どもは利用する立場ですけど、松戸市は面的整備ということで、参加するのは手挙げ方式だとお伺いまして。今の手挙げの状況をお伺いしたいと思います。

【事務局】

はい。今、ご質問いただいた、手挙げの状況ですが、市内の障害福祉サービス事業所に9月下旬にご案内をさせていただきまして、今、現時点で2事業所から手が挙がっている状況でございます。

ただ、これにつきましては、期限は設けず、随時受付をしているところです。また、日々の相談業務の中で、今、数件程度ご質問をいただいていますので、今後そういった事業者さんから拠点登録の検討がされていくことになるかと思えます。

【東会長】

よろしいでしょうか？

【澁川委員】

はい。

【東会長】

最後にお示しいただきました、「まつど3つのあいプラン進捗管理表」について、何か追加する…特に直したらいいとかというのがございましたら、ご意見いただきたいと思えます。

【大野副会長】

すいません。フォーマットのご意見ではなくて、目標に対する成果のところ。例えば一番上、「新型コロナウイルスで……チラシを配布」となっていて、評価Bになっているところ。できなかつたらできなかつたで、その理由を教えてくださいという意味で、何でもAになればいいという意識ではなく、実情を知りたいというところで、ご作成いただきたい。

【東会長】

ぜひ、よろしくお願いいたします。

一応、提出された資料についての議論は終わりますけれど、全体を通じて何か言い残したこと、全体についてのコメントがございましたら、いただきたいと思えます。いかがでしょうか？

【佐塚委員】

質問し忘れてしまったので、申し訳ありません。一つだけ。

医療的ケア児支援体制の整備で、小学校に入学する時に、通知をされると思うんですけども、それを全員に、差別なく送られて、自分で「医療的ケアがあるから」とか、「障害があるから特別支援学校に行きたいんだ」と選択できるように、今後考えてもらいたい。また、医療的ケア児の受入れについて、今、1日看護師さんがいないといけない体制かと思えますが、(訪問看護が) 時間で入れれば済む子もいると聞いています。1日(看護師が) いなくても大丈夫な体制づくりもしてもらえるといいと思っています。以上です。

【西川委員】

はい。教育委員会です。教育委員会では、小学校入学にあたりましては、就学時検診を各小学校で行っております。その際に、障害の有無だとか、そういう保護者のお考えを聞かせていただいております。

また、そのほかにも、教育研究所が主催し、就学相談、そして教育支援委員会というのを年に10回行っております。その中で、保護者や本人から、「普通学級ではちょっと厳しいので、特別支援学級に行きたい」とか、または障害の程度によって、「特別支援学校に行きたい」とか、そういうニーズのくみ取りを年に10回会議を持たせていただいておりますので、今のお話も含めながら、丁寧に対応をしていきたいと思っております。以上です。

【佐塚委員】

ありがとうございます。そういった聞き取りのときに、「行ったほうがいいよ」というような、誘導的なところもあると聞いておりますので、その辺、どうぞよろしく願いいたします。

【東会長】

はい、ありがとうございました。非常に内容が多くて、短時間の間に十分議論ができなかったと思います。まだ言いたいことは、いっぱいあるかと思っておりますけれど、その辺については、関連部署に直接お伺いをしていただければいいかと思っております。

ご意見がなければ、これで議事を終了させていただきます。事務局のほうに進行をお返しします。

【事務局】

委員の皆様、ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和3年度松戸市障害者計画推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりご出席いただき、ありがとうございました。